

令和 2 年 6 月 1 1 日時点

地域の行事・イベント・会議を実施する際の留意点

今後、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、地域の行事・イベント・会議を実施していくための一般的な留意点を以下のとおり示している。各行事・イベント・会議の状況にあわせ、感染拡大防止策を各主催者が検討を行うものとする。

なお、今後の国や東京都の見解等により、この留意点の内容については、適宜更新するものとする。

1 地域の行事・イベント（主に屋外）

(1) 入場について

① 3密（密集・密接・密閉）を回避するため、各行事・イベントの内容・規模等に
応じて、事前予約や整理券の配布、入場待機列の設置、大人数での来場をご遠慮
いただくなどの方法を検討する。

※退場時においても、密集が発生しないよう、規制退場などの方法を検討する。

② 発熱や風邪症状等の不調のある方は、来場をご遠慮いただくことを事前に周知す
る。

※会場でも周知を行う。

③ 来場後であっても、来場者から体調不良のお申し出があった場合は、参加をご遠
慮いただくよう声掛けを行う。

④ 以下の場合、来場をご遠慮いただく旨の告知を行う。

※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14
日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等
への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 社会的距離の確保

① 来場者同士の身体的距離を確保するため、少数グループ（家族等）ごとにできる
だけ 2 m（最低でも 1 m 以上）開けていただくよう徹底する。

② スタッフ同士も、できるだけ 2 m（最低でも 1 m 以上）空けて応対や音響機器操
作等を行う。

③ ステージと来場者との距離をできるだけ 2 m（最低でも 1 m 以上）開ける。

④ 来場者の休憩用いす・ベンチなどについても、できるだけ 2 m（最低でも 1 m 以
上）の間隔を開けるよう設置する。

⑤ スタッフの待機テントにおいても、できるだけ 2 m（最低でも 1 m 以上）間隔を
開けたり、ついたてを設けるなどの対策を取る。

- ⑥出演者等の着替え場所・控室なども、お互いにできるだけ2 m（最低でも1 m以上）距離を取るよう徹底する。
- ⑦参加人数は、区対策本部が作成した「施設等の段階別ステップ」のイベントの開催可能人数を目安としつつ、会場の状況を勘案し、密集を避けるよう調整するものとする。
- ⑧開催中も密集を回避するよう、会場整理員を適宜配置し、誘導を行うものとする。
- ⑨チラシの手渡しは行わず、台などに置いて各自取っていただくよう工夫すること
- ⑩交通機関と事前に密集対策について、調整を行うものとする。
- ⑪オープニングセレモニーなどについては、密集を避けることが可能となる規模とするよう内容を検討する。

(3) 衛生対策の徹底

- ①来場者・スタッフともにマスク着用を徹底する。
 - ※必要に応じてスタッフは、フェイスシールドも着用することも検討する。
 - ※気温・湿度の高い場合、屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、適宜マスクをはずすことを来場者に呼びかける。
- ②来場者・スタッフともに、まめに手洗いをを行うよう徹底する。
- ③会場に手指消毒液を設置する。設置に当たっては、密集を避けるよう、会場の規模に応じて十分な数を確保すること。
- ④マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した音響機器等の消毒を徹底する。
- ⑤テーブル・椅子等の清掃・消毒を徹底する。
- ⑥公園内などで実施する場合は、遊具等を適宜清掃する。

(4) スタッフ・出演者等の体調管理について

- ①参集前に検温を行うこと。37.5℃以上の発熱があった場合（または平熱比1℃超過した場合）は参加を控える。
- ②咳や発熱等の症状がある場合は、参加を控える。
- ③日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促し、3密を避けるよう注意喚起を行う。
- ④当日の使用する服装等は、洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持する。
- ⑤感染防止対策として、握手などの触れ合いは行わない。
- ⑥団体の責任者・担当者は、参加者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑦スタッフ・出演者等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ⑧上記の事項を委託スタッフに徹底するよう、主催者は、委託業者に指示するものとする。

(5) ステージ等周辺について

- ①会場整理・指導員を会場の規模に応じて十分な数を配置する。
- ②密にならないように人数制限を行う。
- ③出演者同士の間隔をできるだけ2 m（最低でも1 m以上）空けるようにする徹底する。
- ④大声での会話や発声をしないこと徹底する。

(6) 飲食等について

- ①会場内での飲食物の販売については、原則として行わないものとする。
※ただし、事前に容器でパッケージされたものや市販のペットボトル・缶の飲料の販売については、会場の広さ、参加見込み人員等を勘案し、密集を避けることが可能な場合には、主催者が個別に判断するものとする。
- ②熱中症対策のため、各自水分補給できるものを持参することを事前に周知する。
その他の飲食物の持ち込みは、原則としてご遠慮いただくようお願いする。主催者が給水所を設ける場合は、ペットボトルの水を提供する。その際は、密集を避けるため、複数の配布場所を設ける。

(7) トイレ・手洗い・水飲み場等

- ①トイレ
 - ・適宜、便座等の清掃または消毒を行う。
 - ・トイレのふたが設置されている場合、ふたを閉め、汚物を流すように表示
- ②手洗い・水飲み場
 - ・持ち手などの高頻度接触部位は、特に注意して適宜、清掃または消毒を行う。

(8) ゴミ回収

- ①回収者はマスクや使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだ後は必ず、手洗いまたは手指消毒を行う。
- ②回収したゴミは、来場者が触らない場所に速やかに移動し、ゴミ袋を管理するスタッフはマスクや使い捨て手袋を必ず着用する。

2 地域の会議（屋内）

(1) 開催する場合の条件

- ①書面による開催では、意思決定等を行うことが難しいこと
- ②参加者が特定できること（参加者名簿を作成する）
- ③参加者については、説明や意思決定等を行ううえで、必要なメンバーを考慮すること

- ④発熱や風邪症状のある方は、参加をご遠慮いただくよう事前周知すること
- ⑤高齢者かつ基礎疾患のある方は、参加をご遠慮いただくよう事前に調整すること。
※説明や意思決定等を行ううえで、欠くことのできない方が該当となる場合は、WEBでの参加をしていただくことも検討する。
- ⑥参加者の距離をできるだけ2m（最低でも1m以上）取るよう工夫すること
※参加人数は、区対策本部が作成した「施設等の段階別ステップ」のイベントの開催可能人数を目安としつつ、会場の状況を勘案し、密集を避けるよう調整するものとする。
※参加者希望者が多数の場合には、施設のWEB開催又は追加開催なども検討する。
- ⑦会場において、(2)以降に示す感染予報策を講じること

(2) 入場について

- ①3密（密集・密接・密閉）を回避するため、一斉に入場させないよう会場整理を行う。
- ②発熱や風邪症状等の不調のある方は、来場をご遠慮いただくことを事前に周知し、会場でも受付で説明する。
- ③来場後であっても、来場者から体調不良の申し出があった場合は、参加をご遠慮いただくよう声掛けを行う。
- ④以下の場合、来場をご遠慮いただく旨の告知を行う。
※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 社会的距離の確保

- ①来場者同士の身体的距離を確保するため、座席をできるだけ2m（最低でも1m以上）は開けるよう配置する。
- ②スタッフ同士もできるだけ2m（最低でも1m以上）空けて、受付・案内を行う。
- ③演台・ステージと来場者との距離を2m以上開ける。
- ④対面での着席を避けるよう、座席を配置する。

(4) 衛生対策の徹底

- ①来場者・スタッフともにマスク着用を徹底する。
※マスクを忘れた方には、他の人に感染させないため、受付にてマスクを配布する。
- ②来場者・スタッフともに、まめに手洗いをを行うよう徹底する。
- ③会場の出入口に手指消毒液を設置する。

- ④マイクの使用の前後には、受け渡し時に消毒液等を湿らせた布による拭き取りを行うとともに、使用した音響機器等の消毒を徹底する。
- ⑤テーブル・椅子、ドアノブなど高接触箇所の清掃・消毒を徹底する。
- ⑥窓をあけるなど、十分な換気を行う。

(5) スタッフの体調管理について

- ①参集前に検温を行うこと。(37.5℃以上の発熱または平熱比1℃超過は、参加を控える)
- ②咳や発熱等の症状がある場合は、参加を控える。
- ③日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促し、3密を避けるよう注意喚起を行う。
- ④当日の服装等は、洗濯し清潔かつ衛生的な状態にするよう徹底する。
- ⑤感染防止対策として、握手などの触れ合いは行わない。
- ⑥団体の責任者・担当者は、参加者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑦スタッフ・出演者等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(6) 飲食について

- ①会場内での飲食は、最低限の水分補給を除き、当面行わないものとする。各自が、水分補給できるものを持参することとする。

(7) トイレ・手洗い・水飲み場等

- ①トイレ
 - ・適宜、便座等の清掃または消毒を行う。
 - ・トイレのふたが設置されている場合、ふたを閉めて汚物を流すように表示する。
- ②手洗い・水飲み場
 - ・持ち手などの高頻度接触部位は、特に注意して適宜、清掃または消毒を行う。

(8) ゴミ回収

- ①回収者はマスクや使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだ後は必ず、手洗いまたは手指消毒を行う。
- ②回収したゴミは、来場者が触らない場所に速やかに移動し、ゴミ袋を管理するスタッフはマスクや使い捨て手袋を必ず着用する。